

経済部関係団体における過年度分の納税について

1 事案の概要

令和5年11月に本市の関係団体において、法人税及び消費税の課税対象事例が発生したことに伴い、「旭川デザイン協議会」において税務署と協議を行った結果、法人税の課税対象者であると判断され、過去5年分の納税を行ったもの。

2 納税額

422,300円

(内訳)

ア 法人道民税	100,000円
イ 延滞金(法人道民税)	5,000円
ウ 法人市民税	300,000円
エ 延滞金(法人市民税)	17,300円

3 再発防止策

税務関係法令の認識不足が原因であったことから、団体内において周知徹底を図り、適正な事務処理と再発防止に努める。